

令和8年度長野県献血推進計画

1 目的

この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定により、本県における献血の推進に関する計画を定めるものである。

2 献血確保目標量

(1) 輸血用血液製剤・原料血漿別確保目標

区分		輸血用血液製剤	原料血漿
血液量（L）		11,344	23,465
内 訳	200mL献血由来	80	111
	400mL献血由来	8,970	11,362
	血漿成分献血由来	178	10,888
	血小板成分献血由来	2,116	1,104

(2) 献血種類別確保目標

種類	全血献血		成分献血		合計
	200mL	400mL	血漿献血	血小板献血	
献血者数（人）	957	50,830	19,302	5,833	76,922
献血量（L）	191	20,332	11,066	3,220	34,809

3 血液事業施策（詳細別紙）

(1) 献血に関する理解を深めるための普及啓発事業

- ア 幅広い啓発の集中実施
- イ 体験・実践の機会の提供
- ウ 若い世代への啓発の推進

(2) 関係団体等との連携強化

- ア 献血推進協議会の開催
- イ 献血推進員の活動促進
- ウ 学生ボランティアとの連携強化